

相模原市協働事業提案制度 説明会 & 相談会

開催日：平成30年5月2, 8, 9, 12日

主催 相模原市市民協働推進課

共催 NPO法人市民フォーラムさがみはら

<市民活動団体と行政が一緒になって住みやすいまちづくりをする制度です>



説明会 & 相談会で知りたいことは？

① 協働の何を知りたいですか？

| | | |
|---------------|--------------|--------------------|
| 相模原市の協働一般について | 協働事業提案制度について | 協働事業提案の申請書の書き方について |
|---------------|--------------|--------------------|

② どのような活動で市との協働を望んでいますか？

| | | | |
|--------------------|--------------------|------------------|----------------|
| 市の後援・共催 公共施設の利用 | 補助金・助成金・ 交付金の支援 | 協働事業の実施 負担金支援 | 市からの委託 指定管理 |
|--------------------|--------------------|------------------|----------------|

③ 皆さんの活動範囲はどこですか？

| | | | |
|----------------------------|------------|-----------|---------------|
| 相模原市全区 | 各区内 | 22まちづくり地域 | その他 |
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 相模原市協働事業提案制度 市民ファンドゆめの芽 | 地域活性化事業交付金 | | 街美化アダプト 制度 |

1. 協働の必要性について

① 最近の社会状況

少子・高齢化、人口減少、環境問題、教育問題など地域社会の課題は多岐にわたり、個別化・多様化してきています。

② 行政の対応

上記の課題に対して行政による公平で画一的な公共サービスだけでは対応ができなくなってきています。

また、行政の財政も逼迫してきています。

③ 課題解決として(協働の必要性)

このような現状に対して、公益的な活動をしている市民活動団体と行政が協働することによって、地域課題を解決し、地域の活性化に繋がる手段として「**協働の仕組み**」を積極的に取り入れることが必要になってきています。

そして、市民と市民及び市民と行政(市)の協働による事業を実施することによって、市民ニーズに沿った質の高い公共サービスを実現し、「**豊かで、安心して幸せにさせる持続可能なまちづくり**」が必要となってきています。

2. 協働の考え方(協働の領域)

| 協働領域 | | | | E 行政が主体 (行政の領域) |
|-----------------------|--|---|--|-----------------------|
| A 市民が主体 (市民の領域) | B 市民活動団体が主体で、行政が支援すること (補助、助成など) | C 対等なパートナーシップを組み活動すること (市民と行政が役割と責任を分担) | D 行政が主導で、市民活動団体が協力すること (委託、指定管理など) | |
| (市民G) | | | | (行政) |

各領域で利用できる主な制度

① 協働領域:B(市から補助金・助成金・交付金等の提供)

- * 市民ファンド「ゆめの芽」:比較的小規模の事業
- * 地域活性化事業交付金:地域に密着した事業

② 協働領域:C(市から事業負担金の提供)

- * **協働事業提案制度**:行政とパートナーシップを組んで行う事業

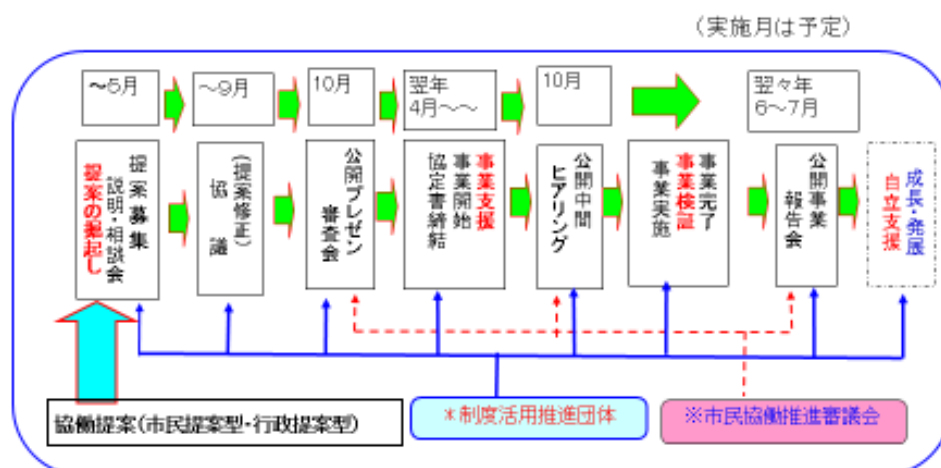
③ 協働領域:D(市から委託費、管理費等の提供)

- * 業務委託、指定管理など行政主導の事業の

3. 協働事業提案制度のメリット

| | |
|------|--|
| 提案団体 | <ul style="list-style-type: none"> ① 本制度は公開を原則としており、広く市民に呼びかけて協働できる仲間を募り、他の団体とも連携した活動ができる。 また、行政の持つ情報や知識も活用できる。 ② 行政と同じ土俵の上で対等に話し合い、複数の担当課を窓口とした協働事業として取り組むことができる。 ③ 事業が採択され、実施することによって、市民からの信頼が得られ、より継続的に事業を発展させることができる。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ① 市民のニーズを把握でき、公共的な課題解決に関する市民の力を活用することができる。 ② 市民団体と担当課との協議を得て、より相乗効果のある他市に先んじた事業を推進できる。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の課題解決や公共的サービスが向上し、持続可能な住みやすいまちとなる。 ② 地域の活性化に繋がり、地域経済への効果が得られる。 |

4. 提案制度のフロー



* 市民フォーラムは市民協働推進課と協働し、制度活用推進団体として上記制度の運営を行っています。また、市民協働推進審議会は提案の事業化や事業継続の審査を行っています。

5. 市民フォーラムの支援

| NO | 制度のフロー | 市民フォーラムの支援活動 |
|----|-------------------|--------------------------------|
| 1 | 提案募集(説明会・相談会) | 説明会・相談会を行い、事業の支援・創出を図る。 |
| 2 | 協議(提案修正) | 市民の立場で助言し、市民に成果のある事業となるよう協議する。 |
| 3 | 公開プレゼンテーション(採択審査) | プレゼンの方法やパワーポイントの作成を支援する。 |
| 4 | 協定書の締結 | お互いが納得した形で締結するよう支援する。 |
| 5 | 事業実施 | 実施途中での問題点について相談を受け付ける。 |
| 6 | 公開中間ヒアリング(継続審査) | 進捗状況の確認・支援をする。 |
| 7 | 公開事業報告会(成果報告) | 評価・検証し、事業の継続を支援する。 |

6. 協働事業の提案～採択・実施経緯

①10年間での提案件数

156件の提案があり、約半数の74件が採択・実施している。

②採択・実施経緯

提案からプレゼンまでの協議によってほぼ採択の可否が決まる。

()は行政提案型協働事業

| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | 合計 |
|------|-----------|-----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|-----------|-------------|
| 提案 | 24 (5) | 27 (5) | 10 | 13 (1) | 20 (4) | 13 (2) | 10 (2) | 17 (3) | 9 | 13 (1) | 156 (23) |
| プレゼン | 13 (3) | 13 (4) | 4 | 7 (1) | 14 (3) | 7 (1) | 7 (1) | 6 (2) | 6 | 6 (1) | 83 (53%) |
| 採択 | 10 (3) | 11 (4) | 4 | 7 (1) | 12 (3) | 7 (1) | 7 (1) | 6 (2) | 6 | 4 (1) | 74 (47%) |

7. 申請書の作成ポイント(1)

| NO | 申請書の項目 | 内容の重要ポイント |
|----|---|--|
| 1 | 提案事業の概要 現状・課題 (事前調査) 事業の目的・必要性 課題解決方法 事業の新規性 | <ul style="list-style-type: none"> * 課題に関する数値情報(他市も含む)や法改正を調査しておくこと。 * 公共的課題の効果的な改善策であり、地域の活性化に繋がること。 * 基本的な解決手法(調査・確認→分析・計画→実施・評価→発展) * 団体の有するノウハウ、地域の魅力を十分に活用すること。 |
| 2 | 協働の効果 協働の必要性 協働による効果 (団体、行政、市民) | <ul style="list-style-type: none"> * 地域の活性化による経済効果及び市民への成果が得られること。 * 団体と行政との協働(パートナーシップ)で相乗効果を目指すこと。 そしてその成果は市民にもたらずこと。 |

7. 申請書の作成ポイント(2)

| NO | 申請書の項目 | 内容の重要ポイント |
|----|---|---|
| 3 | 運営体制 (実現可能性) 活動人員 活動実績 役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> * 専門的な有資格者の活用を検討し、課題解決体制を示すこと。 * 行政主催のイベント参加、他地域での実績も活かすこと。 * 提案団体が主体性を持った事業とすること。 思い付きや行政依存でないこと。 |
| 4 | 事業の成果 実施スケジュール 成果目標 事業予算 | <ul style="list-style-type: none"> * 例:調査・確認(準備)→分析・計画→実施・評価(成果)→発展 * 数値目標(経済的効果)及び市民への成果目標を明確にすること。 * 自己資金を活用すること。(市からの負担金に対する成果を検討) |
| 5 | 事業の継続性・ 将来性 継続計画 将来展望 | <ul style="list-style-type: none"> * 継続するための組織体制を構築すること。 * 事業の自立(行政からの委託も含む)を目指すこと。 |

8. 公開プレゼンテーションへ進むためのポイント

本制度の最大の特徴は、提案から公開プレゼンテーションまでの期間に、市民Gと担当課が十分に協議できます。
その協議の進むプロセスとポイントを以下に示します。

1) 提案時のポイント

- ①市民Gと担当課がお互いに主体性をもち、協働の領域の主旨を確認する。
- ②課題の目的・目標を明確にし、成果受益者は一般市民である事を明示する



2) 協議時のポイント

- ①市民Gと担当課が、相手の立場を理解し、課題を認識・共有する。
- ②協働による相乗効果と、Win-Winを協議し、事業の発展と自立を目指す。



3) 公開プレゼン前のポイント

- ①修正提案を再検討する。
- ②公開プレゼンテーションでの審査項目を確認する。

相談会・意見交換会 & 個別相談

2018/05

＝次第＝

1、全体(参加者全員)

①自己紹介

氏名、協働事業との関係(簡単に)

②協働事業に対する意見交換会

(率直なご意見をお願いします)

2、個別

①個別の相談、その他